相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して四年以上の実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

四～十　（略）

第二　登録建築設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　三年短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して三年以上の実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

四～八　（略）

第三　登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　三年短期大学等において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

三　短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して四年以上の実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

四～十　（略）

四～十　（略）

第二　登録建築設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、建築設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

四～八　（略）

第三　登録防火設備検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　短期大学において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、防火設備に関して三年以上の実務の経験を有する者

三　前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の建築学、機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、防火設備に関して四年以上の実務の経験を有する者

四～十　（略）

第四　登録昇降機等検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　三年短期大学等において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して三年以上の実務の経験を有する者

三　短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者（前号に掲げる者を除く。）

四～八　（略）

第四　登録昇降機等検査員講習を受講することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　（略）

二　短期大学において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する修業年限三年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して三年以上の実務の経験を有する者

三　前号に該当する者を除き、短期大学又は高等専門学校において、正規の機械工学若しくは電気工学又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、昇降機又は遊戯施設に関して四年以上の実務の経験を有する者

四～八　（略）

附　則

この告示は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第八百八十九号

平成二十年六月三日付け国土交通省告示第六百八十六号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

工事の区域の欄を次のように改める。

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(119)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1)　下関市長府宮崎町三〇八六番地の標柱（北緯三三度五九分一八・五八〇秒東経一三〇度五九分三八・九八五秒）の地点から四五度五七分五六秒一〇・〇メートルの地点

(2)　(1)に掲げる地点から二二五度五七分五六秒四〇・五九メートルの地点

(3)　(2)に掲げる地点から三三七度三八分二三秒一四・六八メートルの地点

(4)　(3)に掲げる地点から三〇二度五三分二一秒三・四九メートルの地点

(5)　(4)に掲げる地点から三一三度五一分五二秒六・一〇メートルの地点

(6)　(5)に掲げる地点から三二八度〇一分三二秒一一・二〇メートルの地点

(7)　(6)に掲げる地点から三四〇度一〇分四八秒四六・二九メートルの地点

(8)　(7)に掲げる地点から三二五度〇二分四三秒四〇・三五メートルの地点

(9)　(8)に掲げる地点から三四五度一四分〇九秒四三・七四メートルの地点

(10)　(9)に掲げる地点から二七六度三〇分一四秒一四・七〇メートルの地点

(11)　(10)に掲げる地点から一六五度一一分一九秒五一・五一メートルの地点

(12)　(11)に掲げる地点から一四四度五九分五四秒四一・〇二メートルの地点

(13)　(12)に掲げる地点から一六〇度〇九分一九秒四九・五一メートルの地点